

規程 NO. 43

社会福祉法人村上市社会福祉協議会 委員会規程

令和5年9月19日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「協議会」という）定款第33条第3項の規定に基づき委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 委員会は、本協議会の運営並びに事業に関する専門的事項について、会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

(委員)

第3条 各委員会の委員は12人以内とし、会長が委嘱する。

(委員長・副委員長の選任)

第4条 各委員会に、委員の互選による委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長は委員会を代表し、委員会を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委員会設置の目的が達成されるまでとする。

(会議)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会に会長が出席して意見を述べることができる。

5 委員長が必要に応じて、会議に委員以外の者に出席を求めた場合、委員以外の者はその会議に加わることができる。

(連絡調整)

第7条 委員会の連絡連携をはかるため委員長会議を設けることができる。

2 委員長会議は会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務課内に置く。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年9月19日から施行する。